

# 南部町通学路交通安全プログラム

平成 27 年 1 月策定

平成 30 年 2 月改定

令和 3 年 4 月改定

南部町通学路交通安全確保に向けた連絡会



## 1 プログラムの目的

平成24年4月以降全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携し緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

平成25年5月に文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁連名で通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう連絡がありました。これを受けこれまで以上に継続的でより効果的な通学路の安全対策の充実に向け「南部町通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後、本プログラムに基づき、関係機関の連携を図りながら児童・生徒の通学路の安全確保に取り組んでいきます。

## 2 南部町通学路交通安全確保に向けた連絡会の構成

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「南部町通学路交通安全確保に向けた連絡会」を設置します。

| 機関名                        | 主な役割                       |
|----------------------------|----------------------------|
| 南部町立小中学校校長会                | 児童生徒への指導・教育・見守り            |
| 南部町 PTA 連絡協議会              |                            |
| 南部町地域振興協議会連絡会              |                            |
| 南部町教育委員会事務局 総務・学校教育課       |                            |
| 鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課   | 道路施設に関する全般<br>(道路施設の設置管理等) |
| 国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所日野川出張所 |                            |
| 南部町建設課                     |                            |
| 米子警察署 交通第1課第1係             | 道路交通に関する全般<br>交通安全指導、啓蒙    |
| 南部町企画政策課                   |                            |

事務局 南部町教育委員会事務局 総務・学校教育課

### 3 取組の方針

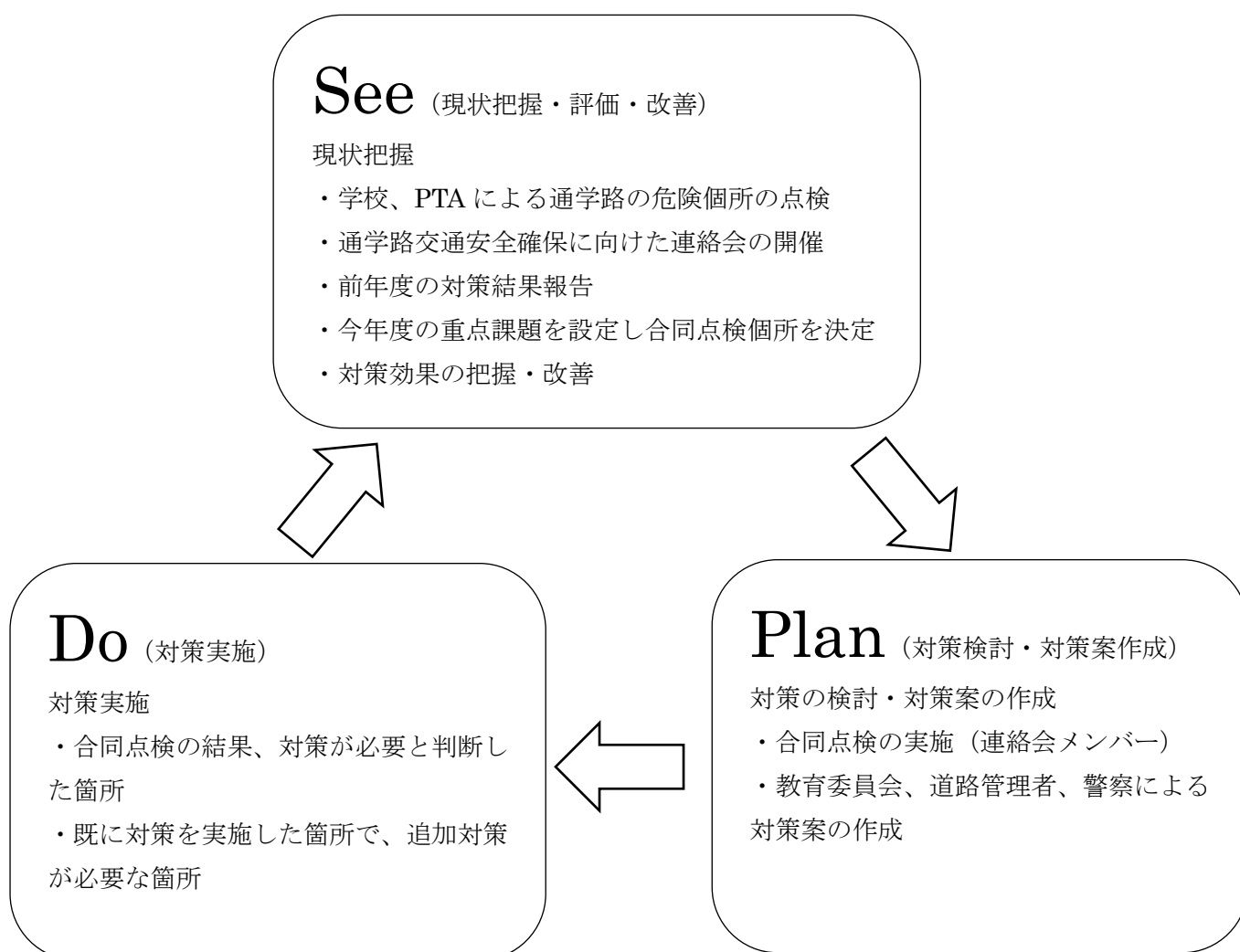
児童・生徒への交通安全教育や、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐に渡るため、関係者がそれぞれ独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。このため、これまで以上に関係機関が連携を強化して通学路の安全確保を図れるよう設置した連絡会で「学校による通学路点検の危険箇所」「道路管理者のよる道路施設の対策状況」「警察のよる規制、安全施設設置の対策状況」等の情報を定期的に交換・共有し本プログラムに沿って通学路の安全対策を実施します。

### 4 取組手法

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検の実施、対策後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みを以下の SPD サイクルに基づき取り組みます。

#### 【南部町通学路安全確保の SPD サイクル】



## SPD サイクルに基づいた取り組み内容

### ① See（現状把握・評価・改善） 5月末頃までに

小中学校において、新たに設定した通学路も含めて、地域の実情に合わせて教員、児童生徒、PTA、保護者による通学路の調査を実施し通学路の現状を把握します。

調査の結果、合同点検の必要がある箇所（何らかの対策を講じる必要のある箇所）がある場合は教育委員会事務局に当該箇所を報告します。

また、既に対策を実施した箇所でさらに改善の必要がある際にも併せて報告します。

「南部町通学路交通安全確保に向けた連絡会」の開催

- ・前年度の対策結果報告

前年度の対策結果を報告する

- ・今年度の重点課題の決定

学校から提出された合同点検の必要箇所について、情報を共有し対策案を検討するとともに今年度の重点課題を設定し、合同点検箇所を決定する。連絡会后、合同点検日程を調整する。

### ②Plan（対策の検討・対策案の作成） 7月～8月ごろ

連絡会において決定した合同点検箇所を、さまざまな立場の目線からどのような対策が効果的であるかを検証するため連絡会のメンバー等で点検（合同点検）を行います。

この結果を踏まえ、各関係機関が危険個所の対策案を作成して事務局へ報告します。

### ③Do（対策実施） 9月～翌年3月

対策として、施設等の整備が必要な箇所で早期に実施が可能な箇所については、危険度や緊急度の高い箇所から優先して実施することとします。

中長期的な対応が必要な箇所については、次年度予算の計上や地元交渉など、整備に向けた計画を進め、対策実施に向け取り組むこととします。

指導、監視、啓蒙面の対策としては、必要に応じて保護者、地域への見守りの

依頼、教職員による登下校時の街頭指導を実施するとともに、警察等による交通安全教室や、危険個所での街頭指導・取締りを行います。

既に実施した箇所で、さらなる追加対策・改善が必要な箇所があった場合にも併せて対策を実施します。

各構成機関は、対策の実施状況一覧、対策箇所図を作成し、また、対策を実施できない場合は理由等を整理し事務局へ報告することとします。

#### 具体的な対策例

〈学校、教委、PTA、地域〉

- ・ 注意喚起
- ・ 街頭指導
- ・ 通学路の変更
- ・ 見守り活動強化 など

〈警察、企画政策課〉

- ・ 交通取締
- ・ 横断歩道、信号機設置
- ・ 交通規制
- ・ 交通安全教室の実施 など

〈道路管理者（県・町）〉

- ・ 道路拡張
- ・ 歩道整備
- ・ ガードレール設置
- ・ 路側帯の整備 など

## 5 危険個所・対策内容についての公表

点検結果や対策内容については、構成機関で情報を共有するため、これまで確認した危険個所及び対策内容に関する対応状況及び新たに要望等により確認した危険個所の対策方針の一覧を作成し、公表することとします。

（平成30年度に確認した危険個所）

平成30年度の通学路安全対策実施箇所及び対策状況一覧表【別紙1】

平成30年度の通学路安全対策実施箇所 位置図【別紙2】

（平成31年度に確認した危険個所）

平成31年度の通学路安全対策実施予定箇所及び対策方針一覧表【別紙3】

平成31年度の通学路安全対策実施予定箇所 位置図【別紙4】

（令和2年度に確認した危険個所）

令和2年度の通学路安全対策実施予定箇所及び対策方針一覧表【別紙5】

令和2年度の通学路安全対策実施予定箇所 位置図【別紙6】